

## 大阪市立大学人権問題研究センター規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、大阪市立大学学則第2条第5項の規定に基づき、人権問題研究センター（以下「センター」という。）について必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 センターは、人権問題の解決に寄与するため、本問題に関して、研究、調査及び教育を行うことを目的とする。

### (事業)

第3条 センターは、その目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 人権問題に関する研究、調査及び教育
- (2) 人権問題に関する資料の収集
- (3) 人権問題に関する図書、資料の刊行
- (4) その他センターの目的達成に必要な事項

### (職員)

第4条 センターに次の職員を置く。

所長

研究員 若干名

特別研究員 若干名

- 2 研究員は、専任研究員及び兼任研究員からなるものとする。
- 3 所長及び研究員は、大阪市立大学の常勤教員のうちから第7条に規定する研究員会議の推薦に基づき学長が選考し、理事長が任命する。
- 4 所長は、学長の命を受け、センターの業務を掌理する。
- 5 センターの研究事業に継続的に参加する学内外の研究者を「特別研究員」とすることができる。

### (所長の任期)

第5条 所長の任期は、2年とし、重任を妨げない。ただし、補欠の所長の任期は、前任者の残任期間とする。

### (所長選考の時期)

第6条 第4条第3項の選考は、所長が次の各号の1に該当する場合に行う。

- (1) 任期が満了するとき
- (2) 辞任の申し出が承認されたとき
- (3) 欠員となったとき

(研究員会議)

第7条 センターに研究員会議を置く。

2 専任研究員は、センター所属教員となる。同教員の採用、昇任及び退職等の人事に関する事項については、人権問題研究センター研究員会議の議に基づき教育研究評議会の承認を得て、学長が行う。

(施行細則)

第8条 この規程の施行について必要な事項は、研究員会議の議を経て、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月18日規程第22号)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年11月16日規程第118号)

この規程は、平成22年11月16日から施行する。